

石狩市プレミアム付商品券 換金要領

1. 請求期間

平成27年7月1日（水）から平成28年1月29日（金）まで
（土・日・祝祭日及び12月29日（火）～1月3日（日）を除く）

受付時間は午前9時から午後5時までとします。

※ 請求期限を過ぎての換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

2. 換金請求先

石狩市プレミアム付商品券発行事業実行委員会事務局

石狩商工会議所（石狩市花川北6条1丁目5） ☎0133-72-2111

石狩北商工会（石狩市厚田区厚田47-4） ☎0133-78-2513

3. 請求方法

換金請求書（別紙）に必要事項を記入のうえ、引換済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を押印のこ）を添付し、実行委員会事務局へご持参ください。郵便・宅配便等により送付された場合における商品券の紛失、枚数の相違などについては、責任を負いかねます。

なお、1回の換金枚数（引換済商品券の枚数）が1,000枚を超える場合は、事前に受付日程等の打合せをさせていただきますので、お手数ですが事務局までご連絡をお願いいたします。

4. 支払方法・時期

- ① 換金は、参加店（取扱店）登録時にご記入いただいた口座への振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。
- ② 商品券の換金代金のお支払いは、原則として事務局で受付した日の属する月の翌月20日にご指定の口座へお振込みいたします。20日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の振込とします。
- ③ 換金代金振込時には、店舗規模に応じた割合の事業負担金（下表1参照）を差し引かせていただきます。事業負担金の領収証が必要な場合は、換金請求書の「⑤事業負担金『事業負担金の領収証』」欄の「要」に○印を付してください。

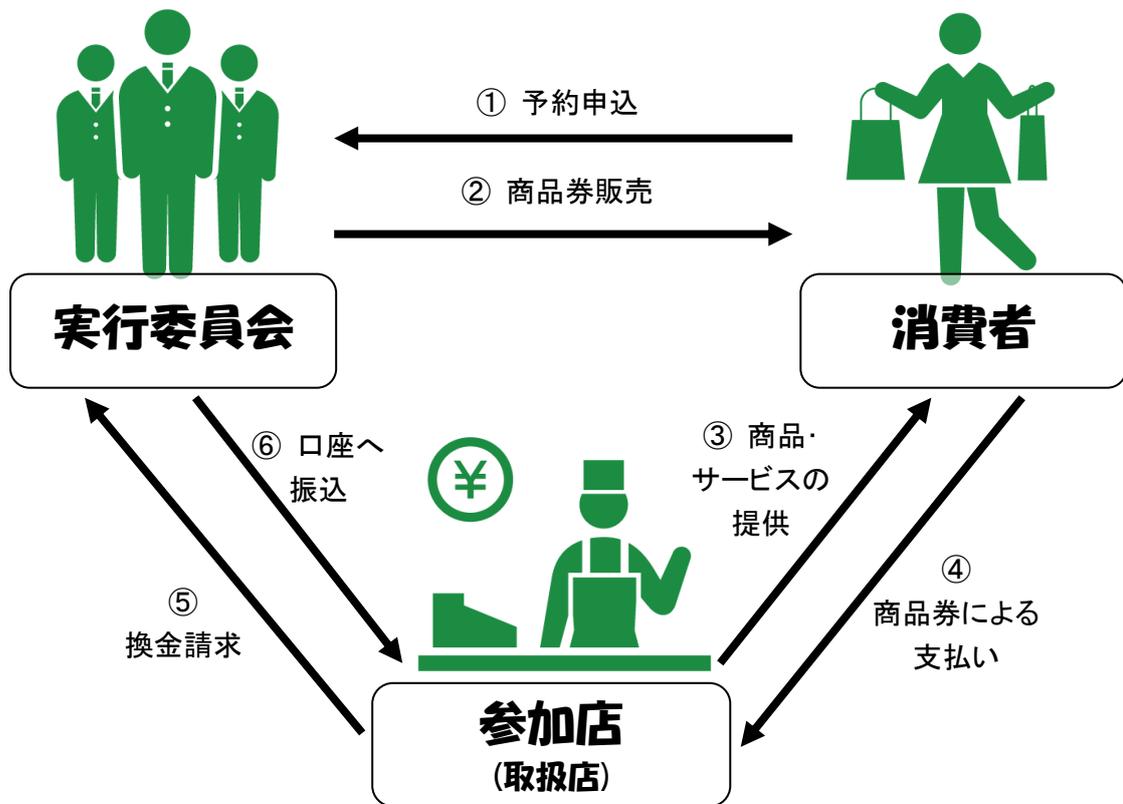
表1. 事業負担金

	小規模店舗および その他の事業所	大型店舗
石狩商工会議所 または石狩北商工会の 会員事業所	換金額の0.5%	換金額の1%
非会員事業所	換金額の1%	換金額の2%

5. その他

- ・ 本要領に定めのない事項等については、実行委員会で協議のうえ事務処理等を行います。
- ・ 換金請求書が不足の場合は、コピーしてお使いください。

商品券発行と換金までの流れ



- ① 予約専用ハガキで商品券購入予約申込（5/8から5/29まで）
- ② 商品券販売（6/21から6/28まで・期間内に完売しなかった場合は二次販売を行う予定）
- ③ 商品・サービスの提供
- ④ 商品券による代金支払い（7/1から12/31まで）
- ⑤ 換金請求（7/1から1/29まで・別紙換金請求書をお使いください）
- ⑥ 換金手数料を差し引いて口座へ振込（請求月の翌月20日・金融機関休業日の場合は翌営業日）